

令和2年(2020年)5月1日

施設長様
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」に係る障害福祉サービス事業所の対応について

政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)第32条に基づき、感染拡大防止に関する措置等を内容とする「緊急事態宣言」について、令和2年5月6日までとされてきました。今後、「緊急事態宣言」が延長されることとなる場合については、令和2年4月7日付「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応について」等の対応を継続することとします。延長されない場合は、後日、別途通知いたします。

また、障害児通所サービス等につきましては、市立学校園等の臨時休業が5月31日まで延長することが決定されたため、5月31日までは、令和2年4月6日付「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る放課後等デイサービス事業所等の対応について」等の対応を継続します。

引き続き適切なサービスの実施と感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 姫路市における取扱い

- (1) 感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とします。
- (2) 通所・短期入所等における支援について、クラスター発生のリスク軽減のため、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めることとします。

また、地域において感染が著しく拡大している場合等で、職員や利用者に感染する恐れがある場合や事業所での支援を継続することに困難と判断される場合には、利用人数を制限する、或いは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図ることとします。

臨時休業を検討される場合は、必ず障害福祉課にご相談ください。

- (3) サービスの利用を自粛する者や事業所において利用人数の制限や臨時休業を実施した場合については、事業所職員の居宅訪問・電話連絡等による健康管理や相談支援等を行うなど、障害者本人や家庭の孤立化防止等に向け適切な介入と継続的な連絡体制の維持に努めることとします。

2 放課後等デイサービス及びタイムケアの利用者負担額について

放課後等デイサービス及びタイムケアの4月及び5月の利用料については、利用者に、学校臨時休業がなかった場合の利用料（当初から4月及び5月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求していただき、利用者の負担軽減に配慮した取扱いとすることになります。

そのため、以下に該当する報酬に係る利用者負担額は国保連にご請求いただくこととなります。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分
- ⑤ 放課後等デイサービス事業所に通所予定であった日に、利用者が通所の自粛をした場合で、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を電話等の方法により行った場合に算定される報酬

添付のとおり、放課後等デイサービスの利用者負担額については、計算シートを作成しましたので、学校臨時休業がなかった場合の利用料を反映させた請求額で国保連にご請求をお願いします。また計算シートは作成後、市に送信をお願いします。

タイムケアについても、学校臨時休業がなかった場合の利用料を利用者にご請求いただき、学校休業に伴うサービス利用増に係る利用者負担額は、給付費に含めて、市にご請求いただくこととなります。

3 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当（電話 079-221-2454／Fax 079-221-2374）